

# 社会福祉法人南城市社会福祉協議会

## 葬祭用具貸与事業規程

### (目的)

第1条 この規程は、南城市冠婚葬祭簡素化推進協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定により、葬祭用具貸与事業を円滑に行うため、この規程に定めるところにより、社会福祉法人南城市社会福祉協議会（以下「管理者」という。）はその事業を受託する。

### (対象者)

第2条 次条に規定する葬祭用具を使用できる者は、南城市内に住所を有するものとする。

### (貸与用具)

第3条 貸与用具は、次のとおりとする。

- (1) 祭壇一式
- (2) 鯨幕一式

### (使用許可申請及び使用料)

第4条 葬祭用具を使用する者は、使用許可申請書（様式第1号）により、管理者の許可を得なければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- 2 管理者は使用許可申請書を受領し、許可したときは使用許可書を交付するものとする。
- 3 使用を許可された者は、許可条件を厳守しなければならない。
- 4 使用者は、貸出を受けた葬祭用具を破損、滅失等を行った場合は、速やかに管理者にその旨届出その費用を弁償しなければならない。
- 5 管理者は、その使用が不適切と認められる場合は、使用許可を取り消すことができる。
- 6 葬祭用具の使用料は21,000円とする。
- 7 使用者は、葬祭用具を返納するときに、使用料を管理者に支払わなければならない。
- 8 管理者は、使用料を受領したときは、領収書（様式第2号）を交付するものとする。

### (使用料の使途等)

第5条 管理者は、使用料を次のように区分けし、処理しなければならない。

- (1) 使用料のうち16,000円については、管理者の収入として処理する。
- (2) 使用料のうち5,000円については、大規模な補修等を行うための資金として別途積み立てし、管理者で保管管理するものとする。また、この積立金を取り崩すときは、南城市冠婚葬祭簡素化推進協議会（以下「協議会」という。）と協議のうえ行うものとする。

### (使用期間)

第6条 葬祭用具の使用期間は、初七日まで（うち、中陰祭壇については、四十九日まで）とし、翌日に管理者の確認を得た後に返却するものとする。ただし、管理者が不在等の

ため翌日返却できなかつたときは、速やかに管理者と調整のうえ返却するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、協議会の承認を得、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成18年1月5日から施行し、平成18年1月1日から適用する。